

商品形態「婦人用コート」不正競争損害賠償等請求事件：大阪地裁令和1(ワ)5462・令和2年12月3日(26民部)判決<請求棄却>

【キーワード】

商品形態の模倣(不競法2条1項3号)、自社商品の特徴、法2条1項3号の該当性(成立要件)、中国企業の商品カタログ

【事案の概要】

1 本件は、別紙原告商品目録記載の商品(以下「原告商品」という。)を製造販売している原告が、別紙被告商品目録記載の商品(以下「被告商品」という。)は原告商品の形態を模倣したものであり、被告によるその販売等の行為は不正競争(不正競争防止法(以下「不競法」という。)2条1項3号)に該当するとして、被告に対し、不競法3条に基づく被告商品の販売等の差止並びに同法4条に基づく損害賠償金2000万円及びこれに対する不正競争後である平成30年1月19日から支払済みまで民法(ただし、平成29年法律第44号による改正前のもの)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めらるる事案である。

2 前提事実(当事者間に争いが無い、各項の末尾に掲げた証拠により認められる事実。)

(1) 当事者

原告(BSTONE株式会社)は、婦人服の製造、販売等を主に行う会社であり、その管理運営するウェブサイト(以下「原告サイト」という。)を通じて商品を販売すると共に、その運営する店舗においても商品を販売している。

被告(株式会社ALEFS)は、婦人服の販売等を行う会社であり、その管理運営するインターネット通販サイト(ECサイト)及び他社が運営するECサイト等(以下、これらを併せて「被告ECサイト等」という。)を通じて商品を販売している。

(2) 原告商品の販売

原告は、平成29年11月3日から、原告サイト及び店舗において原告商品を販売している。(甲6)

(3) 被告商品の販売

被告は、遅くとも平成30年1月19日から、被告ECサイト等において被告商品を販売している。

(4) 原告商品及び被告商品の形態の特徴

原告商品は、以下の特徴(以下、各特徴を「原告商品特徴①」のようにいい、また、これらを併せて「原告商品特徴」という。)を備える。被告商品も、これらの原告商品特徴を備えている。

① 後身頃のみにはプリーツ加工が施された透けるポリエステル製の生地が用い

られたトレンチコート様のコートであり，その背中の中ほどから下部分は，当該ポリエステル製の生地が見えるようになっている。

- ② 前身頃の胸の下辺りに2つのボタンが横に並んで縫い付けられている。
- ③ 襟の形状がV字の切れ込みが入った形状（いわゆるノッチドラペル）であり，その大きさも同じである。
- ④ 後身頃の背中の中ほどに，横向きのベルトが縫い付けられている。
- ⑤ 左右の袖の一つずつベルトがある。
- ⑥ 左肩部分にのみ，その生地が胸部分に重なるように縫い付けられている（いわゆるガンフラップがある）。
- ⑦ 袖が襟ぐりまで切れ目なく続く，ラグランスリーブといわれる形状になっている。
- ⑧ 袖が，肩口から袖口にかけて次第に細くすぼまるデザインとなっている。
- ⑨ 前身頃の腰部分にポケットが2つある。

3 争点

(1) 不正競争（不競法2条1項3号）の成否（争点1）

ア 原告の請求主体としての要保護性の有無（争点1-1）

イ 原告商品の形態の要保護性の有無（争点1-2）

ウ 形態模倣の成否（争点1-3）

(2) 原告の営業上の利益の侵害又は侵害のおそれの有無及びこれについての被告の故意又は過失の有無（争点2）

(3) 原告の損害の有無及びその額（争点3）

【判 断】

1 原告の請求主体としての要保護性の有無（争点1-1）について

(1) 不競法2条1項3号が，他人の商品形態を模倣した商品の販売行為等を不正競争とする趣旨は，先行者の商品形態を模倣した後行者は，先行者が商品開発に要した時間，費用及び労力等を節約できる上，商品開発に伴うリスクを回避ないし軽減することができる一方で，先行者の市場先行のメリットが著しく損なわれることにより，後行者と先行者との間に競業上著しい不公平が生じると共に，個性的な商品開発や市場開拓への意欲が阻害されることになるため，このような行為を競争上不正な行為として位置付け，先行者の開発利益を模倣者から保護することにあると解される。

そうすると，同号所定の不正競争につき差止ないし損害賠償を請求することができる者は，模倣されたとされる形態に係る商品を先行的に自ら開発・商品化して市場に置いた者に限られるというべきである。

また，原告商品及び被告商品のような女性向け衣類は，欧米での新作商品や流行等の影響を受けると共に，中国及び韓国の製造業者ないし仲介業者と日本の販売業者等との間で多くの取引が行われていると認められる（甲18，19，弁論の全趣旨）。これらの事情に鑑みると，上記「市場」は，本件の場

合、日本国内に限定されず、少なくとも欧米、中国及び韓国の市場を含むものと解される。

(2) 検討

ア 本件カタログ商品は、原告商品と同様の特徴（原告商品特徴）を有する（当事者間に争いのない事実）。

また、本件カタログ（乙12）は、表裏の各表紙のほか21頁からなる商品カタログとして製本されたものであるところ、その表紙右下部に「2015年春季新品」との記載があるとともに、本件カタログ商品がその14頁に掲載されている。さらに、本件カタログ1頁には、その作成者である「广州琼林服飾」（本件中国メーカー）が例年韓国、日本、欧米等に輸出していることも記載されている。これらの記載によれば、本件カタログは、本件中国メーカーが、遅くとも平成27年春頃までに、韓国、日本、欧米等を市場とする2015年（平成27年）春季向けの新製品として、本件カタログ商品を含む本件カタログ掲載商品を紹介する趣旨で作成され、頒布されたものであることがうかがわれる。

そうすると、原告商品と同様に原告商品特徴の全てを備えるものである本件カタログ商品は、平成27年春頃、本件中国メーカーにより市場に置かれたものといえるから、原告は、模倣されたとされる形態に係る商品を先行的に自ら開発・商品化して市場に置いた者ということとはできない。

したがって、原告は、不競法2条1項3号所定の不正競争につき差止及び損害賠償を請求することはできない。

イ 原告の主張について

(ア) これに対し、原告は、本件カタログの存在をもって本件中国メーカー又は本件中国業者が2015年（平成27年）春頃に本件カタログ商品を製造していたことを裏付けるものとはいえないなどと主張することから、本件カタログの信用性等について、以下、検討する。

(イ) 前提事実、当事者間に争いのない事実、証拠（各項に掲げたもの）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 被告商品は、原告商品特徴のいずれをも備える（前記第2の2(4)）。

また、被告商品の素材は、本体部分につきポリエステル65%、レーヨン32%、ポリウレタン3%であり、別布（後身頃のプリーツ部分）につきポリエステル100%である。その生地は、しっかりしたやや薄手の生地とシフォン素材のプリーツであり、プリーツ部分に多少の透け感があり、また、裏地はない。生産国は中国である。被告商品にはSサイズとMサイズがあり、Mサイズは、着丈約121cm、裾丈約82cm、バスト約122cm、前裾幅約67cm、後裾幅約142cmであるが、寸法は、製造工程の関係上、各採寸箇所実寸（平置き）より±2cm程度前後する可能性がある、とされている。（甲4、7）

b 本件カタログには、前記ア認定の記載のほか、その1頁目には、事業所内

の様子を撮影したものと見られる写真とともに、「公司简介」として、「广州琼林服飾公司」が2012年（平成24年）に設立されたこと、「●（省略）●」に所在すること、長年衣装デザイン、生産、販売を行っており、韓国風女性用衣料の開発設計に力を入れていること、専門の設計グループを有することなどが記載されている。また、2頁目～21頁目には、女性モデルが各頁で異なる衣服を着用した写真が複数枚掲載されている。裏表紙には、掲載された衣服を着用した女性モデルの写真のほか、左下部に「广州琼林服飾公司」、「公司地址：广州市（以下省略）」、「联系人：P1」及び連絡先の記載がある。

その製本の状態は、一般にカタログとして外部に頒布されるものと比較して特に奇異な点等はなく、実際に作成、頒布されたとしても不自然ないし不合理な点はない。

もともと、「广州琼林服飾公司」なる会社の登録は中国にはなく、これが実在することを認めるに足りる証拠はない。

- c 本件デザインメモ（乙1, 10）には、トレンチコート様のコートの正面視及び背面視のデザイン画が描かれ、それぞれ「前身頃」、「後身頃」と記載されている。正面視のデザイン画には、「ラグランスリーブ、袖幅30cm、アームホール40cm」との記載のほか、「前着丈121cm」、「衿丈82cm」、「バスト122cm」、「前裾幅67cm」との記載が、背面視のデザイン画には、「後ろ裾145」との記載がそれぞれあるのに加え、袖口幅、裾ベルト幅、後身頃着丈、後ろベルト幅の各寸法や、後身頃上部にタックを設けること、後身頃の背部中ほどから下部分はプリーツ加工を施された生地が当てられること等が記載されている。

さらに、右下端部には「广州市番禺区南村琼林服装厂」という記名のある印が押されると共に、「2014. 12. 8」等の記載がある。

- d 本件中国業者の営業許可証（乙13。以下「本件許可証」という。）には、その経営者は「P2」、名称は「广州市番禺区南村琼林服装厂」、類型は「個人事業主」、営業場所は「广州市（以下省略）」、組織形態は「個人経営」、登録日は「2012年12月25日」、業務範囲は「紡績、服飾業」である旨が記載されている。

- (ウ) 上記各認定事実を踏まえると、まず、本件カタログには、その製本状態及び記載内容いずれの点から見ても、2015年春季向け新製品を紹介するものとして本件中国メーカーが女性向け衣類の販売等を業とする業者向けに作成したものと見るにつき不自然ないし不合理というべき具体的な事情はうかがわれない。本件中国メーカーの名称で登録された会社は中国に実在しないと見られるものの、この点も、以下のとおり、本件カタログの存在及び内容につき疑義を抱くべき事情とまではいえない。

すなわち、本件カタログと本件許可証の各記載を比較すると、本件中国メーカーと本件中国業者とは、その名称（「广州琼林服飾公司」、「广州市番

禺区南村琼林服装厂」)が、「广州」及び「琼林」の点で共通すると共に、「服飾」と「服装」とが類似する。また、本件中国メーカーの本店所在地と本件中国業者の営業場所は、同一地(广州市(以下省略))である。さらに、本件カタログに担当者として記載された「P1」と、本件中国業者の経営者とされる「P2」とは、姓が一致している。

加えて、本件デザインメモには本件中国業者の名称が押印されているところ、その作成日と見られる「2014.12.8」は本件中国業者の登録日(2012年12月25日)より後であり、登録に係る本件中国業者の業務範囲も紡績、服飾業であることに鑑みると、本件デザインメモは、本件中国業者が作成したものであることがうかがわれる。ここで、本件デザインメモ商品と被告商品を対比すると、両者は、全体のシルエットが裾広がり(いわゆるAライン形状)である点で一致するとともに、後身頃のプリーツ加工が施された生地素材(原告商品特徴①)が本件デザインメモ商品では不明である点や、いわゆるガンフラップとなっている点(原告商品特徴⑥)につき、本件デザインメモ商品では、左肩部に切り返しが見えるように施されるとともに、左胸部分に異なる生地が掛かっているのか、切り返しは施されているのみであるのか不明である点を除くと、原告商品特徴を共通にしている。しかも、本件デザインメモ商品の寸法は、被告商品のMサイズのもの、後裾幅の寸法とが異なる(被告商品142cmに対し、本件デザインメモ商品145cm)ものの、前身頃の着丈、衿丈、バスト、前裾幅は一致し、裏地がない点でも共通している。本件デザインメモが商品化プロセスのいかなる段階で、どのような目的の下に作成されたものであるかは必ずしも明らかでないが、上記各事情からは、被告商品につき、本件デザインメモの作成を含む商品化プロセスを経て開発された商品と理解することにも合理性があるというべきである。

以上の事情に加え、被告商品が本件カタログ商品と同じく原告商品特徴を備えるものであることを総合的に考慮すると、本件中国業者が本件デザインメモ及び本件カタログを作成したこと、又は本件中国業者と密接な関係にある「广州琼林服飾公司」と称する者(本件中国メーカー)が本件カタログを作成したことが認められる。そうすると、本件中国メーカーの名称で登録された会社が中国に実在しないと見られることをもって、本件カタログの存在及び内容につき疑義を抱くべき事情とまでは必ずしもいえない。

(エ) また、原告は、原告商品の開発・商品化前に類似商品の有無を調査したものの、原告商品特徴を全て備える商品は存在しなかったことも主張する。

しかし、原告役員の陳述書(甲18,19)を除くと、これを裏付けるに足りる客観的かつ的確な証拠はない。その点を措くとしても、原告が行ったという調査は、世界4大コレクションに係る情報のインターネットを通じた収集、検索エンジン及びSNSによる類似商品の検索、紙媒体である雑誌掲載情報の調査といったものであるところ、本件カタログには本件中国メーカ

一のウェブサイトのURLの記載がないことや、本件カタログが、その構成及び記載内容等から最終消費者ではなく販売等に当たる業者向けのものと思われること等を踏まえると、本件カタログが原告の調査対象範囲から外れていたにすぎない可能性も十分にあり得る。

そうである以上、原告の上記主張事実を前提としても、なお本件カタログ商品が市場に存在していなかったことを裏付けるに足りる事情とはいえない。

(オ) したがって、この点に関する原告の主張は採用できない。

2 以上のとおり、原告は、模倣されたとされる形態に係る商品を先行的に自ら開発・商品化して市場に置いた者とはいえず、不競法2条1項3号所定の不正競争につき差止及び損害賠償を請求することはできない。そうである以上、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求は認められない。

結 論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却することとする。

【論 評】

1. 久し振りに、不競法2条1項3号に該当するか否か争われた事案の裁判例に出会って、改めて同法規定の適用による成立要件を確認した次第である。

(1) まず保護を求める原告商品の特徴が何であるかを原告は把握しなければならないのである。

そこで、同裁判所によれば、乙12に係る本件カタログは「2015年春季商品」との記載があるが、本件カタログ商品はその14頁に掲載されていて、本件カタログ1頁にはその作成者である中国メーカーが例年、韓国、日本、欧米等を市場とする2015年春季向けの新製品として作成し、頒布されたものであるという。そうすると、原告は模倣されたとされる形態に係る商品を自ら開発し商品化して市場に置いたということはできない、と裁判所はまず認定したので、原告の請求は不可となったのである。

2. 以上のような事情に加えて、裁判所は、被告商品が本件カタログ商品と同じく原告商品の特徴を備えるものであることを総合的に考慮し、本件中国業者が本件デザインメモと本件カタログを作成したこと、又は中国業者と密接な関係にある中国メーカーが本件カタログを作成したと認められるから、本件中国メーカーの名称で登録された会社が存在していたことをもって、本件カタログの存在及び内容について疑義を抱くべき事情とまではいえないと認定したのである。

そうであれば、原告の主張には、それを裏付けるに足りる事情としての本件カタログ上の商品が市場に存在していなかったと認定することはできないと認定されたのである。

結局、裁判所は原告が提出した証拠事実の存在を否定して、原告の主張を認めなかったのである。

◎参考文献

牛木理一著「商品形態の保護と不正競争防止法」経済産業調査会（2004年）

[牛木 理一]

(別紙)

〔被告商品目録〕

以下の商品名及び商品番号の婦人用コート

商品名 バックプリーツトレンチコート

商品番号 ATXP2012

(別紙)

〔原告商品目録〕

以下の商品名及び商品番号の婦人用コート

商品名 SEE THROUGH BACK PLEATS TRENCH

商品番号 018170020